

令和元年度 第1回函館市縄文遺跡群保存活用協議会

日時 令和元年9月10日(火)

15:00～16:30

場所 南茅部総合センター 講堂

次 第

1 開 会

2 挨 拶

教育委員会生涯学習部長

3 出席者紹介

4 協 議

(1) 協議会の設置および委員の委嘱について (資料 1)

(2) 正副会長の選任について

(3) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた
取り組み状況と今後の予定について (資料 2)

(4) 世界遺産登録に伴う保存と活用について (資料 3)

(5) その他

5 閉 会

令和元年度 第1回函館市縄文遺跡群保存活用協議会
出席者名簿

(敬称略)

●函館市縄文遺跡群保存活用協議会委員

委員	竹内 正幸	道南縄文文化推進協議会 事務局長
委員	川村 稔	一般財団法人道南歴史文化振興財団 事務局長
委員	田名部 忠勝	函館市南かやべ縄文文化創生の会 事務局長
委員	大宮 トシ子	北の縄文CLUB 会長
委員	酒井 康次	函館商工会議所 専務理事
委員	三浦 孝史	一般社団法人函館国際観光コンベンション協会 事務局長
委員	松浦 宏	函館市小学校長会 大船小学校 校長
委員	笠島 美教	函館市中学校長会 尾札部中学校 校長
委員	片桐 清実	北海道南茅部高等学校 校長
委員	熊谷 儀一	南茅部町内会連絡協議会 会長
委員	加藤 詔三	白尻町内会 会長
委員	佐々木 孝比古	大船町内会 会長

教育委員会	堀田 三千代	生涯学習部長
	佐藤 聖智子	生涯学習部次長 (世界遺産登録推進室長)
	蛭子井 慶治	生涯学習部文化財課長 (世界遺産登録推進室次長)
	福田 裕二	生涯学習部文化財課主査 (世界遺産登録推進室主査)
	田中 光也	生涯学習部文化財課主査 (世界遺産登録推進室主査)
	大矢 京右	生涯学習部文化財課主任主事 (世界遺産登録推進室主任主事)
南茅部支所	佐藤 安浩	南茅部支所地域振興課長
	西村 雅人	南茅部支所産業建設課長
都市建設部	長谷山 裕一	都市建設部景観政策担当課長
観光部	小林 祐樹	観光部観光企画課長

函館市縄文遺跡群保存活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 函館市の史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡（以下「縄文遺跡群」という。）の保存および活用を推進するため、函館市縄文遺跡群保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 縄文遺跡群の保存および活用に関する事項
- (2) 縄文遺跡群の周辺の保全に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は会長、副会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し会務を総理する。
- 4 委員は別表に掲げる組織に属する者とする。ただし、必要に応じて会長が指名する者を委員とすることができる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。
- 3 副会長および委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

別表

函館市縄文遺跡群保存活用協議会委員

役職	部門	所 属	備 考
委 員	民間	道南縄文文化推進協議会	活用, 観光振興
委 員	民間	一般財団法人道南歴史文化振興財団	活用, 調査・研究
委 員	民間	函館市南かやべ縄文文化創生の会	保存, 活用, 地元調整
委 員	民間	北の縄文C L U B	活用
委 員	民間	函館商工会議所	観光振興, 地域振興
委 員	民間	函館国際観光コンベンション協会	観光振興
委 員	教育	函館市小学校長会	活用, 教育活動
委 員	教育	函館市中学校長会	活用, 教育活動
委 員	教育	北海道南茅部高等学校	活用, 教育活動
委 員	地域	南茅部町内会連合会	地域振興, 保存
委 員	地域	臼尻町内会	地域振興, 保存
委 員	地域	大船町内会	地域振興, 保存

※会長, 副会長 委員のうち1名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進のこれまでの経過

年度	4道県による登録推進の主な動きなど	函館市の主な動き(縄文遺跡関連)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 第6回北海道・北東北知事サミットで堀達也元北海道知事「北の縄文回廊」づくりを提起 	
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 第7回北海道・北東北知事サミットで「北の縄文回廊」を世界遺産登録も視野に入れてアピールしていくことで合意 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡大船遺跡公有化事業 垣ノ島遺跡の保存に向けた詳細分布調査(～21年度)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 交流会議, フォーラム, 回廊展を開催(北海道:伊達市, 札幌市, 函館市) 	
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム, 回廊展を開催(青森県) 	<ul style="list-style-type: none"> 函館市南茅部縄文遺跡群整備基本構想策定 縄文の道フォーラム開催(～23年度)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム, 回廊展を開催(秋田県) 文化庁が世界文化遺産候補の公募(～19年) 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡大船遺跡復元整備基本計画策定 縄文シティサミット in はこだて開催
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム, 回廊展を開催(岩手県) 第11回北海道・北東北知事サミットにおいて世界遺産登録共同提案に合意 4道県知事が文化庁へ「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録提案書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡大船遺跡整備事業着手(～21年度) 著保内野遺跡出土「中空土偶」国宝指定
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」がユネスコ世界文化遺産暫定一覧表に記載される(15資産) 	<ul style="list-style-type: none"> 洞爺湖サミットにおいて国宝「中空土偶」展示
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 4道県共同の推進体制「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」等を設置 第1回の推進本部において, 平成25年度の国内推薦, 27年度の正式登録を目指すことを取り組み方針として決定 世界遺産登録に向けた, 推進会議, 担当者会議, 専門家委員会開催(継続中) 	<ul style="list-style-type: none"> 「北の縄文世界展」開催
平成22年度		<ul style="list-style-type: none"> 垣ノ島遺跡が国史跡指定
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録推進国際会議・世界遺産登録推進フォーラム開催(青森市) 世界遺産登録推進東京フォーラム開催(～27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 縄文文化交流センター開館 国際縄文シンポジウム開催 4道県共同世界遺産登録推進フォーラム開催

年度	4 道県による登録推進の主な動きなど	函館市の主な動き(縄文遺跡関連)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 道県共同国際会議・世界遺産登録推進フォーラム開催 (札幌市) ・ 第 2 回推進本部において構成資産を 15 資産から 3 資産(垣ノ島遺跡他)追加して 18 資産に決定 ・ ロゴマークの公募・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 垣ノ島遺跡公有化事業 (～ 25 年度) ・ 史跡大船遺跡, 史跡垣ノ島遺跡保存管理計画策定 ・ 「みんなで目指そう世界遺産 ～ふるさとの宝を世界へ～」開催
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産登録推薦書原案を文化庁に提出 ・ 国の文化審議会世界遺産部会において推薦見送り (「明治日本の産業革命遺産」を推薦) ・ 4 道県共同国際会議・世界遺産登録推進フォーラム開催 (盛岡市) ・ 第 3 回推進本部において「直近の機会での推薦をめざし取り組む」ことを取り組み方針として決定 ・ 推薦書案を文化庁に提出 (26 年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡垣ノ島遺跡の整備に向けた発掘調査 (～ 28 年度) ・ 日本遺跡学界函館大会開催 ・ 立命館大学「環太平洋文化研究シンポジウム『津軽海峡圏の縄文文化』」函館大会開催
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の文化審議会世界遺産部会において推薦見送り (「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を推薦) ・ 4 道県共同国際会議・世界遺産登録推進フォーラム開催 (秋田市) ・ 推薦書案を文化庁に提出 (27 年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 道県共同世界遺産登録推進フォーラム開催
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 道県知事等による中央要望 (文科省等) ・ 国の文化審議会世界遺産部会において推薦見送り (「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を推薦) ・ 第 4 回推進本部において構成資産を 18 資産から 2 資産(鷺ノ木遺跡他)を外して 16 資産に決定 (後に入江・高砂貝塚を別々の資産として 17 資産とした) ・ 推薦書改訂に向けた「推薦書素案改訂作業ワーキンググループ」設置 ・ 4 道県共同世界遺産登録推進国際会議, フォーラム開催 (東京都) ・ 国会議員による「世界遺産登録推進議員連盟」設立 (会長: 鈴木俊一議員) ・ 推薦書案を文化庁に提出 (28 年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石井国土交通大臣縄文文化交流センター・大船遺跡視察
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自民党道連による「縄文遺跡群世界遺産登録推進調査会」設立 (会長: 川尻秀之議員) ・ 国会議員連および 4 道県知事等による中央要望 (内閣官房長官, 衆院議長) ・ 道連調査会による中央要望 (文科大臣等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡垣ノ島遺跡調査総括報告書作成 ・ 史跡垣ノ島遺跡整備基本計画策定

年度	4 道県による登録推進の主な動きなど	函館市の主な動き(縄文遺跡関連)
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 道県議会合同による中央要望（文科大臣等） ・ 国会議連会長等による中央要望（文科大臣等） ・ 国の文化審議会世界遺産部会において推薦見送り（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産群」を推薦）（H28.2 推薦取り下げ，再推薦） ・ 国会議連， 4 道県知事等による中央合同要望（文科大臣等） ・ 4 道県共同世界遺産登録推進国際会議， フォーラム開催（東京都） ・ 国会議連による函館市の遺跡等視察 ・ 気勢会開催（青森市） ・ 推薦書案を文化庁に提出（29年度分） 	
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議連・ 4 道県知事等による総決起大会開催（東京都） ・ 国会議連・ 4 道県知事等による中央合同要望（内閣官房長官，文科大臣等） ・ 国の文化審議会世界遺産部会において推薦見送り（「百舌鳥・古市古墳群」を推薦） ・ 課題整理のため推進本部に推薦書素案作成プロジェクトチーム設置 ・ 第 5 回推進本部開催（青森市） ・ 世界遺産登録推進国際フォーラム開催（東京都） ・ 推薦書案を文化庁に提出（30年度分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡垣ノ島遺跡整備事業着手 ・ 縄文シティサミット in はこだて開催
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道議会(全会派)による「縄文遺跡群の世界遺産登録を目指す北海道議会議員連盟」設立（会長：川尻秀之議員） ・ 国会議連・ 4 道県知事等による総決起大会開催（東京都） ・ 世界文化遺産国内推薦候補に選定（7月19日） ・ 北海道・関係市町による総決起大会開催（札幌市） ・ 30年度の国内推薦案件が「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」に決定（11月2日） ・ 文化審議会世界文化遺産部会において，来年度の国内推薦候補の選定にあたっては，昨年の文化審議会の答申をそのまま引き継ぐことを基本とし，進捗状況などについて確認を行い，最終的に推薦候補を決定すると発表（1月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公明党山口代表縄文文化交流センター視察・要望懇談会 ・ 金森赤レンガ倉庫内金森洋物館で登録推進パネル展開催 ・ 国内推薦候補選定に伴うセレモニー実施（本庁舎（懸垂幕掲示），縄文文化交流センター（くす玉割り）） ・ 本庁舎，南茅部支所，南茅部総合センター，縄文文化交流センターに懸垂幕等設置 ・ 南茅部地区でのシャトルバス運行（8/4～9/30） ・ 垣ノ島遺跡臨時公開（8/4～9/30） ・ 函館葛屋書店内でドキドキ縄文エキスポ開催（2/15～24）

年度	4 道県による登録推進の主な動きなど	函館市の主な動き(縄文遺跡関連)
平成 31 年度 令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議連・4 道県知事等による総決起大会開催 (6 月 10 日・東京都) ・文化審議会において世界文化遺産国内推薦候補に選定 (7 月 30 日) ・イコモス現地調査リハーサル実施 (8 月 28 日・史跡垣ノ島遺跡, 史跡大船遺跡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展「世界遺産登録へ!『北海道・北東北の縄文遺跡群』」(4 月 27 日～5 月 6 日・函館空港) ・遺跡見学会 (4 月 29 日, 5 月 3 日 5 月 5 日・垣ノ島遺跡, 大船遺跡) ・鈴木知事視察 (6 月 6 日・縄文文化交流センター, 垣ノ島遺跡, 大船遺跡) ・縄文体感バスツアー (①6 月 23 日, ②9 月 1 日・函館駅前～縄文文化交流センター, 垣ノ島遺跡, 大船遺跡) ・記念植樹 (7 月 4 日・大船遺跡) ・縄文ロマン展(7 月 17 日～22 日・テーオーデパート) ・「縄文遺跡群シャトルバス」運行, 「垣ノ島遺跡臨時公開(遺跡案内)」(7 月 27 日～8 月 18 日の 12 日間・南茅部支所～縄文文化交流センター～大船遺跡) ・世界遺産登録推進資料展示 (7 月 29 日～・本庁舎正面玄関) ・国内推薦候補選定セレモニー (7 月 30 日・本庁舎 (懸垂幕掲示), 縄文文化交流センター (くす玉割り)) ・本庁舎・縄文文化交流センター (懸垂幕), 南茅部支所・南茅部総合センター(看板) 新規設置 ・(仮)世界遺産登録推進ステージイベント (9 月 21 日・金森ホール)

今後の世界遺産登録までの主な流れ（想定）

- 2019年7月 文化庁の文化審議会世界文化遺産部会において国内推薦候補を選定し国に答申
- 2019年9月末 国からユネスコ世界遺産センターに推薦書（暫定版）を提出
- 2020年1月 文化庁での正式な推薦，世界遺産条約関係省庁連絡会議，閣議了解を経て正式に国内推薦決定
- 2020年1月末 国からユネスコ世界遺産センターに推薦書（正式版）の提出
- 2020年夏～秋頃 諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）による現地調査
- 2021年1月頃 イコモスによる中間報告
- 2021年5月頃 イコモスからユネスコへ勧告
- 2021年夏頃 ユネスコ世界遺産委員会で世界遺産登録の可否決定

令和元年度
第1回 函館市縄文遺跡群保存活用協議会

世界遺産登録に伴う保存と活用について



令和元年9月10日（火）
会場：南茅部総合センター



函館市教育委員会
(世界遺産登録推進室)

7月30日 世界文化遺産国内推薦候補選定!!



7月31日付北海道新聞1面



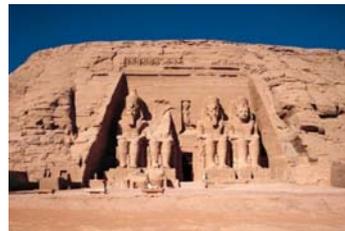
世界遺産とは



◎1972年にユネスコ(国連教育科学文化機関)
により採択された「世界遺産条約」に基づき
登録された物件※(発効は1975年, 締約国は193カ国)

◎遺跡, 景観, 自然など, 人類が共有すべき
「**顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)**」
をもつもの

◎文化遺産, 自然遺産, 複合遺産に区分
(非公式に産業遺産, 負の遺産, 文化的景観など)



参考(ユネスコによる類似の遺産)

○無形文化遺産, 世界記憶遺産, 水中文化遺産

3

世界遺産の現状



◎ 登録数

- 文化遺産 869件(2019年24件追加)
- 自然遺産 213件(同 4件追加)
- 複合遺産 39件(同 1件追加)
- 合計 1,121件(2019年7月現在)



4

日本の世界遺産



◎現在の登録遺産 (2019年7月現在)

・文化遺産 19件

※姫路城, 法隆寺, 原爆ドーム, 富士山など

・自然遺産 4件

※屋久島, 知床, 白神山地, 小笠原

nippon.comより



北海道・北東北の縄文遺跡群

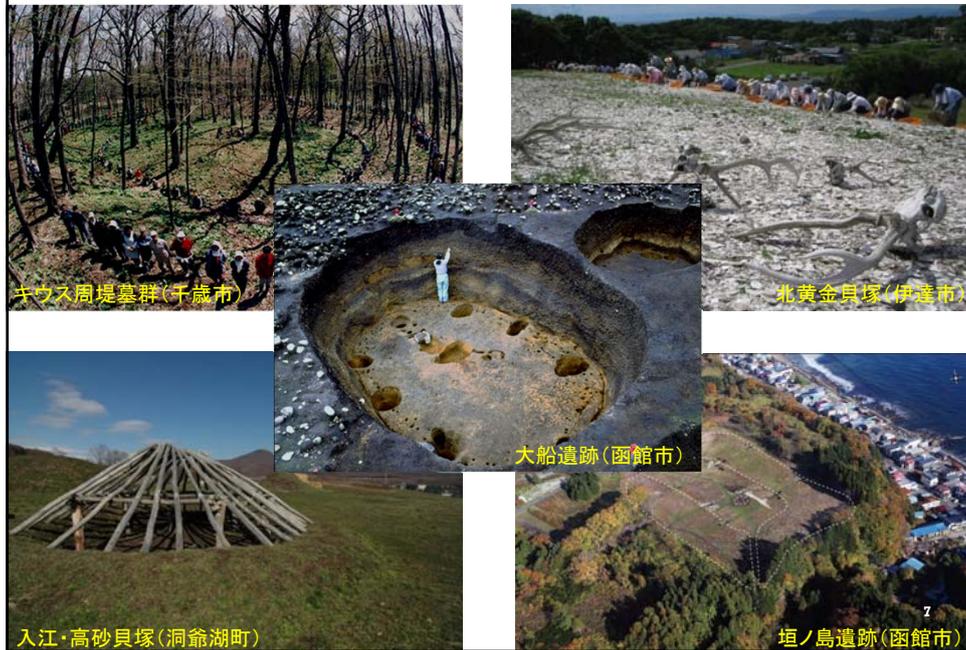


構成資産市町	遺跡名
函館市	垣ノ島遺跡・大船遺跡
千歳市	キウス周堤墓群
伊達市	北黄金貝塚
洞爺湖町	入江貝塚・高砂貝塚
青森県	三内丸山遺跡
青森県青森市	小牧野遺跡
青森県弘前市	大森勝山遺跡
青森県八戸市	是川石器時代遺跡
青森県つがる市	田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡
青森県外ヶ浜町	大平山元遺跡
青森県七戸町	二ツ森貝塚
岩手県一戸町	御所野遺跡
秋田県北秋田市	伊勢堂岱遺跡
秋田県鹿角市	大湯環状列石

道・県	遺跡数
北海道	4市町6箇所
青森県	6市町8箇所
秋田県	2市 2箇所
岩手県	1町 1箇所

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する17資産

北海道の構成資産



「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推進体制

— 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 —

本部長	青森県知事
副本部長	北海道, 岩手県, 秋田県知事, 4道県教育長
委員	14市町長, 14市町教育長 千歳市, 伊達市, 函館市, 洞爺湖町, 森町 青森市, 弘前市, 八戸市, つがる市, 外ヶ浜町 七戸町, 一戸町, 鹿角市, 北秋田市
事務局	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内

構成資産の考え方

なぜ「北海道・北東北」なのか？

- ◎列島の中で先駆けて定住化が促進するとともに、
円筒土器文化や亀ヶ岡文化など、他地域へも大きな影響を与えた、縄文文化を代表する文化の中心地域。
- ◎縄文時代を彷彿とさせる植生や地形など景観が良好に保全されている。
- ◎草創期から晩期まで縄文文化の変遷を物語る重要な遺跡が所在する。
- ◎17資産(遺跡)は、集落跡、貝塚、環状列石など縄文文化を代表する多彩な遺跡で構成する。
- ◎遺跡の保全状態、整備・活用が進んでいる。

9

史跡垣ノ島遺跡



10

史跡垣ノ島遺跡の概要

- ・所在地:北海道函館市臼尻町
- ・遺跡面積: 92,749㎡
(調査面積: 延べ約10,000㎡)
- ・立地:垣ノ島川左岸の海岸段丘上
- ・種類:集落跡
- ・縄文時代早期前葉～後期末葉
(約9千～3千2百年前)



【これまでの経緯】

- ・平成12～15年 バイパス建設に伴う発掘調査
- ・平成15～21年度 範囲確認・詳細分布調査
- ・平成23年2月7日 国の史跡に指定
- ・平成23年10月1日 隣接地に縄文文化交流センター開館
- ・平成24年 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産に追加
- ・平成29年～ 史跡整備事業

11

史跡垣ノ島遺跡調査成果

- ・出土遺物総数 226,000点以上(うち史跡内約134,000点)

【遺跡の特徴】

- ・一時期をのぞき, 早期から後期まで約6千年間にわたる拠点集落
- ・大規模な「コ」の字形の盛り土遺構
- ・早期の墓域から足形付き土版
- ・後期の住居からは廃棄儀礼に伴う土器
- ・中・後期には大型住居が多い



中期の住居



足形付土版

12

史跡垣ノ島遺跡整備基本設計全体図



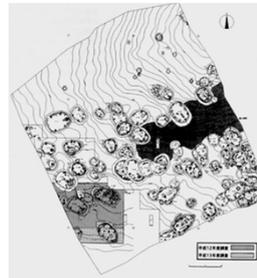
13

史跡大船遺跡



史跡大船遺跡の概要

- ・所在地:北海道函館市大船町
- ・遺跡面積: 71, 832. 03㎡
(調査面積: 延べ6, 230㎡)
- ・立地:大舟川左岸の海岸段丘上
- ・種類:集落跡
- ・縄文時代前期末葉～中期末葉
(約5千～4千年前)



【これまでの経緯】

- ・平成 8年 墓地造成のための発掘調査
- ・平成 9～13年度 範囲確認・詳細分布調査
- ・平成13年8月13日 国の史跡に指定
- ・平成19～21年度 史跡整備事業
- ・平成20年12月 世界遺産暫定リストに登録

15

史跡大船遺跡調査成果

- ・出土遺物総数 約27万点, 約2,000箱分

【遺物の特徴】

- ・前期末葉から中期末葉まで連続性が迎れる土器
- ・擦石・石皿など多量の礫石器
- ・青竜刀形石器・骨刀・石棒など儀礼用の道具
- ・少量ながら動植物遺存体(クジラ, オットセイ, マグロ, ウニ, クリ, クルミなど)



16

史跡大船遺跡の整備



世界文化遺産登録推薦候補までの経過

時期	内容
平成19年(2007) 8月	北海道・北東北知事サミット(共同提案への合意)
平成19年(2007) 12月	提案書を国へ提出
平成21年(2009) 1月	ユネスコ世界遺産センターの暫定一覧表への記載
平成21年(2009) 6月	縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の設置
平成24年(2012) 12月	構成資産を追加
平成25年(2013) 7月	世界遺産登録推薦書原案の文化庁への提出
平成30年(2018) 7月	文化審議会において、平成30年度推薦候補に選定
平成30年(2018) 11月	平成30年度の推薦に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を選定
令和元年(2019) 7月	文化審議会において、令和元年度推薦候補に選定

18

世界文化遺産登録までの流れ



19

世界遺産登録の意義

■メリット

- ◎世界遺産に登録されるという誇りが生まれる。
- ◎保護, 保存, 継承させていくための動機付けとなる。
- ◎保有国と国際社会にはその世界遺産を保護する義務と責任が生じるため, 国や世界からの支援が得られる。

観光客の増加

経済波及効果

地域の活性化

■デメリット

- ◎観光客等来訪者の増加によって資産の環境破壊が進む恐れがある。
- ◎函館市以外の業者が入ってくる考えられる。

20

世界遺産登録のための条件



■顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)の証明

- ◎作業指針に示されている登録基準への適合
- ◎資産の真実性、完全性の証明
 - ・真実性—資産が本物であること
 - ・完全性—資産がOUVを充たしていること

■国内における万全の保護措置

- ◎緩衝地帯(バッファゾーン)の設定
- ◎法律, 条例, 規則による保全
- ◎保存管理体制の確立と実効性

21

資産と景観の保全 その1

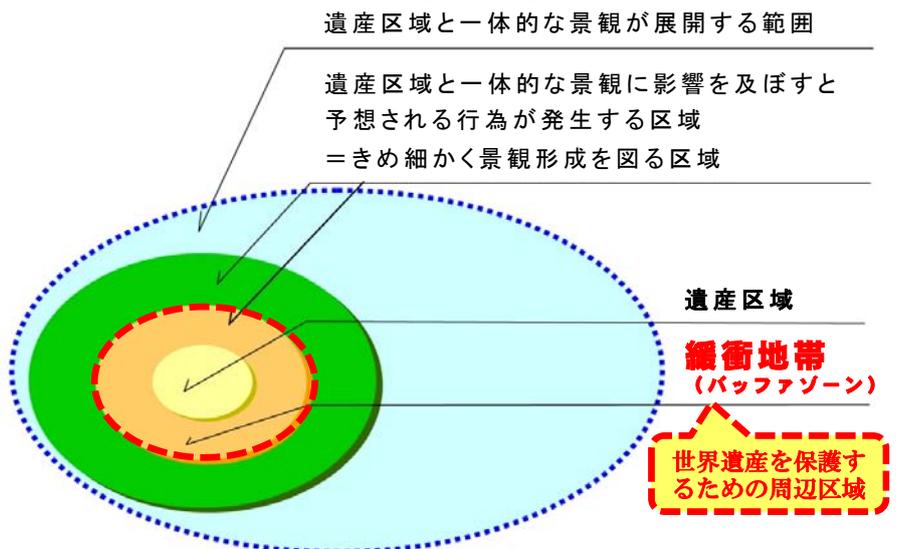
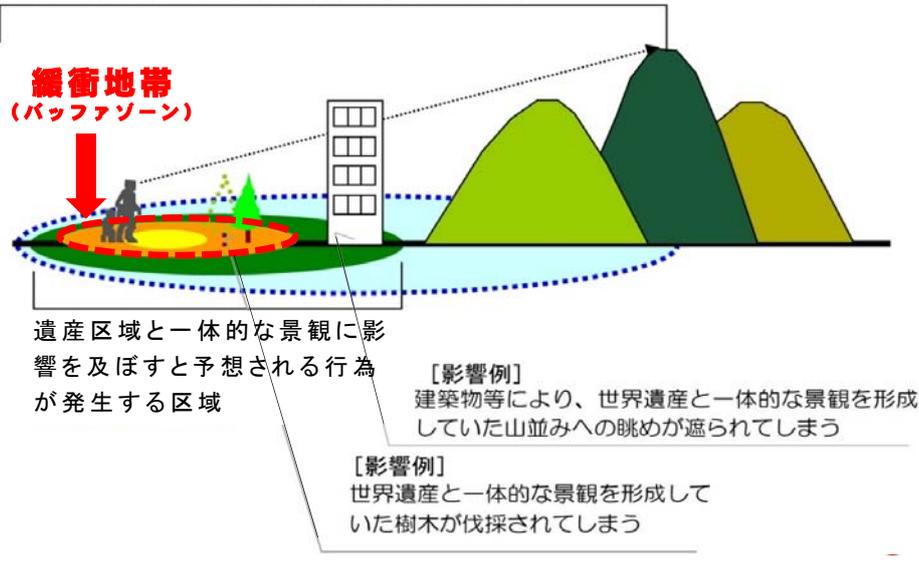


図 きめ細かく景観形成を図る区域設定の考え方

資産と景観の保全 その2

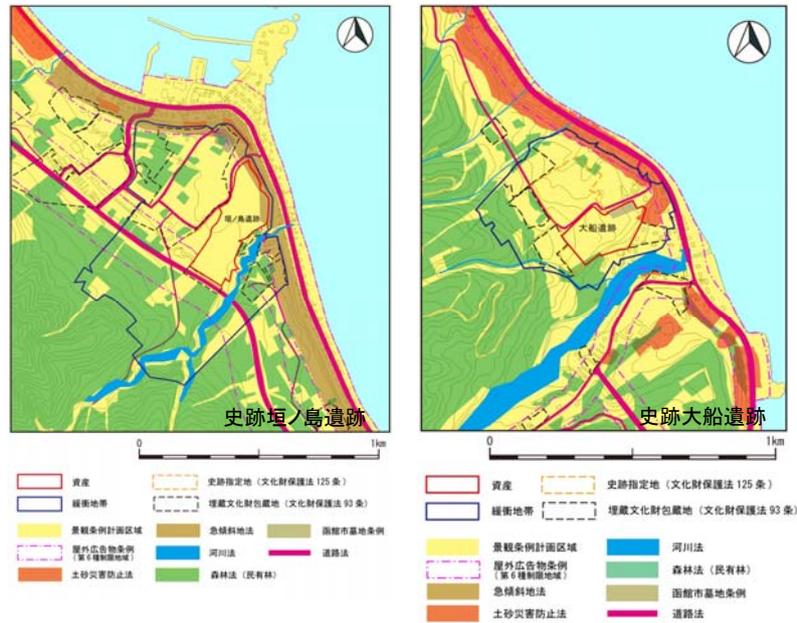
遺産区域と一体的な景観が展開する範囲



法律，条例，規則による保全

関係法令	概要
文化財保護法（史跡）	国の許可を必要とし、現状変更を厳しく制限（125条）
文化財保護法（歴史的建造物）	歴史的建造物所在地における発掘の届出及び遺跡発掘による指示（69条・展覧、84条）国機関・地方公共団体
※北海道において、周知の歴史的建造物所在地の有無に関わらず緩衝地帯の発掘は全て事前協議の対象とするよう指針	
景観法（国都庁市都市景観条例）	一定規模以上の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは修繕、拆卸、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更について行う場合には、届け出なければならない。（条例22条）
※別紙基準参照	
屋外広告物法（国都庁市屋外広告物条例）	次に掲げる地味または場所は、広告物の表示または掲出物件の設置を制限する制限地域とする。（条例5条1項（4）道路・鉄道から異なできる地域）
※別紙基準参照	文化財保護法109条1項もしくは109条2項もしくは北海道文化財保護条例31条1項の規定により指定され、または仮指定された地域。（条例5条2項（6）史跡名勝天然記念物）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）	水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん流を助長する行為。ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改修、のり切、切土、掘き又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地割りによる崩出、土石の採取又は集積等の行為は許可を受けなければ、してはならない。（7条）
森林法（地域森林計画対象農林有林）	開発行為（土石又は樹木の採掘、開墾その他の土地の形状を変更する行為）をしようとする者は許可を受けなければならない。（10条2） 立木を伐採するには、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。（10条8）
河川法（国都庁市普通河川管理条例）	占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の根幹若しくは伐採をしようとする者は許可を受けなければならない。（24条）
道路法	道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けて工事又は維持を行うことができる。（24条） 工作物、物件又は施設を設け、継続して使用しようとする場合においては、許可を受けなければならない。（32条） ふたりに道路を構築し、若しくは道路の附属物を修繕し、若しくは構築して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（99条）
畜地、埋葬等に関する法律（国都庁市畜地条例）	畜地の地形の変更、樹木の植栽などの行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（条例8条）

両史跡の現行法適用状況



1 函館市景観条例・景観計画

1 函館市景観条例・景観計画

函館市では、景観法に基づく「函館市景観計画」を定め、良好な景観形成の取組を推進していくにあたり、景観法に基づく各種制度の活用を可能とするため、函館市全域を景観計画区域としています。

景観形成に大きな影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築、除却等の行為に対して誘導基準を定め、着手前に届出を行いながら良好な景観形成を誘導しています。

◆景観計画区域内のうち都市計画区域外の区域における届出対象となる建築物等

種 類	届 出 基 準
建築物	高さ 1.0m起 床面積 5.00㎡起
工作物（建築物と一体のもの）	高さ 5m起
工作物（電線、電柱など）	高さ 1.3m起

2 函館市屋外広告物条例

2 函館市屋外広告物条例

函館市では、屋外広告物法に基づき「函館市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のために必要な規制や誘導を行っています。

◆屋外広告物条例による制限地域の許可基準（抜粋）

区分	地上広告物	固定広告物	壁面広告物
第4種制限地域 ○国道、道道、鉄道から100mを超えて眺望できる区域	A ≤ 30㎡ S ≤ 60㎡ H ≤ 10m	A ≤ 30㎡ S ≤ 60㎡ h1が10mを超えると きH ≤ h2 × 2/3かつ、 H ≤ 10m	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または30㎡のいずれか小さい数値以内
第6種制限地域 ○国道、道道、鉄道から100m以内の眺望できる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用で、壁面広告物を含む表示面積の合計が、1事業所あたり30㎡以内および高さが10m以下 ・自家用以外で、1面の表示面積が10㎡以内、表示面積の合計が20㎡以内および高さが6m以下 		

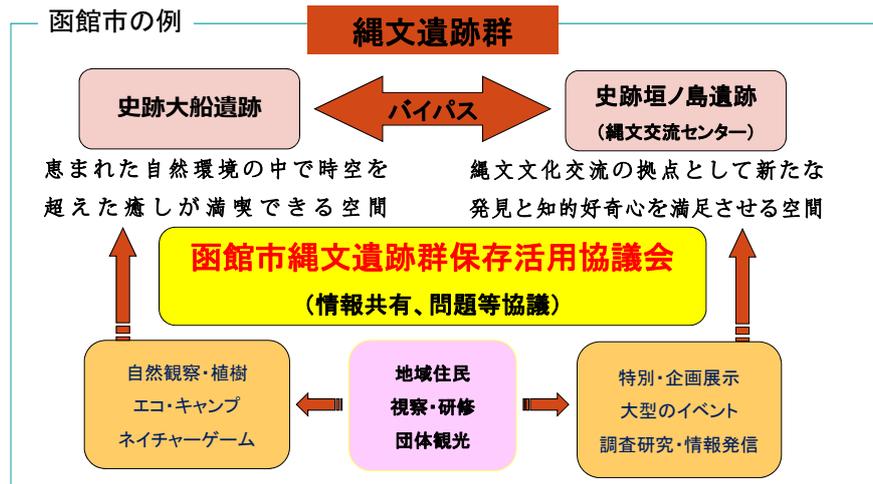
◆屋外広告物条例による特別制限地域の許可基準（抜粋）

区分	基準
第2種特別制限地域 ○国または道指定の特別史跡・史跡・名勝	1面積の表示面積が5㎡以内で、かつ、表示面積の合計が10㎡以内および高さが5㎡以下

27

公開・活用の推進へ

函館市の例



行政・地域住民・縄文関連団体・産業界・研究機関
協働による保存・活用への取り組み

28

縄文文化の普及・交流活動



縄文体験学習



鹿角の針で釣り



縄文土器づくり大会



縄文土器の野焼き



三内丸山, カリンバの仲間と交流

29

ボランティア



史跡内における在来樹種の植樹



史跡内の草刈り

30

ボランティア



史跡内のごみ拾い



史跡整備支援